

第38回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

令和6年3月28日（木曜日）
午前10時

開催場所

東京都目黒区原町一丁目7番8号
クラブトビレッジ西小山内ハジマリルーム
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)

議案

- 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

【ご出席を予定又は検討されている株主様】

席数に限りがございますので、議決権の行使は書面による方法もご検討ください。会場へのご来場にも関わらず、入場できない可能性がございます。また、お土産のご用意はございませんので、予めご理解いただけますようお願い申し上げます。

目次

ごあいさつ	1
第38回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	4
事業報告	12
連結計算書類	33
計算書類	36
監査報告	39

株式会社ピーエイ

証券コード：4766

ごあいさつ



代表取締役会長兼社長

加藤 博敏

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜りありがとうございます。たく厚く御礼申し上げます。

第38回定時株主総会を令和6年3月28日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主総会の議案及び第38期の事業の概要につき説明申し上げますので、ご覧下さいますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

経営理念

「地域に人を集め 地域に賑わいを創り 地域の人を元気にする」というミッションのもと様々な地域課題の解決の為の事業を展開しております。

株主各位

証券コード 4766
令和6年3月12日

本社所在地：東京都目黒区原町一丁目7番8号Craft Village NISHIKOYAMA 内
(登記上の本店所在地：福島県双葉郡楢葉町大字北田字上ノ原27-95)

株式会社ピーエイ
代表取締役会長兼社長 加藤 博敏

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記により開催いたしますので、通知申し上げます。

本株主総会の招集に際して、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.pa-co-ltd.co.jp/ir/event.html>



株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/4766/teiji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席に代えて、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和6年3月27日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使のご案内



株主総会への出席により
議決権を行使していただく場合

▶ 同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。



書面（郵送）により
議決権を行使していただく場合

▶ 同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、令和6年3月27日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送下さい。

記

1 日 時	令和6年3月28日（木曜日）午前10時
2 場 所	東京都目黒区原町一丁目7番8号 クラフトビレッジ西小山内ハジマリルーム (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第38期（自令和5年1月1日 至令和5年12月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第38期（自令和5年1月1日 至令和5年12月31日）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件 第2号議案 取締役5名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	2頁に記載の【議決権行使のご案内】をご参照下さい。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参下さいませようお願い申し上げます。
- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 当社は、次の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、前頁の各ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主に交付する書面には記載しておりません。したがって、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は、監査報告を作成するに際し、監査役又は会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 1. 連結計算書類の連結注記表
 2. 計算書類の個別注記表

会社法改正により、電子提供措置事項について前頁の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、議決権の基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

株主総会参考書類

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、当事業年度末において生じている繰越欠損を解消するとともに今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、当該繰越欠損金額と同額の資本金及び資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることといたしました。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

(1) 資本金の額の減少の内容

減少する資本金の額

- ①資本金の額：514,068,000円のうち、504,068,000円を減少し、10,000,000円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。
- ②資本金の額の減少が効力を生ずる日：令和6年6月3日（予定）

(2) 資本準備金の額の減少の内容

減少する資本準備金の額

- ①資本準備金の額：140,820,000円のうち、140,820,000円を減少し、0円とし、減少する資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。
- ②資本準備金の額の減少が効力を生ずる日：令和6年6月3日（予定）

2. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、繰越欠損の補填に充当いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は0円となります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	636,931,705円
固定資産圧縮積立金	16,746円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 636,948,451円

なお、これにより、令和5年12月末の繰越欠損を解消いたします。

第2号議案

取締役5名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	重要な兼職の状況	
1	かとう ひろとし 加藤 博敏	代表取締役会長 兼社長	(株)ピーエイケア取締役 (株)PAエンタープライズ取締役 (株)アルメイツ取締役	再任
2	かきうち やすはる 垣内 康晴	取締役	(株)ピーエイケア取締役 (株)PAエンタープライズ取締役 (株)アルメイツ取締役	再任
3	かつらがわ こずえ 桂川 梢	取締役	株式会社インゲート取締役	再任
4	ふかや つるき 深谷 弦希	取締役	SHOEI CHINA Co., Limited 董事長	再任 社外
5	たんば ふみのり 丹波 史紀	—	立命館大学産業社会学部教授	新任 社外

<ご参考> 取締役候補者の指名方針及び手続き

取締役複数名の推薦による者を指名候補者として、社外取締役が全体の2/5以上を占める取締役会にて審議し決定しております。

候補者
番号

1



再任

かとう ひろとし
加藤 博敏 (昭和33年2月28日生)

所有する当社の株式数… 2,525,200株
在任年数…………… 38年
取締役会出席状況…………… 16/16回

略歴、当社における地位及び担当

昭和55年	株式会社資生堂入社	令和元年	株式会社PAエンタープライズ取締役(現任)
昭和61年	有限会社ピーエイ設立、代表取締役社長	令和3年	当社 代表取締役ファウンダー兼CEO
平成2年	有限会社ピーエイを株式会社ピーエイに改組、代表取締役社長	令和4年	当社 代表取締役会長兼CEO
平成28年	株式会社ピーエイケア取締役(現任)	令和5年	当社 代表取締役会長兼社長(現任)
平成29年	株式会社アルメイツ取締役(現任)		

重要な兼職の状況

(株)ピーエイケア取締役、(株)アルメイツ取締役、(株)PAエンタープライズ取締役

【選任理由】

加藤博敏氏は、当社及びピーエイグループ会社の代表取締役として長年に亘りグループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、求人業界における長い経験と企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2



再任

かき うち やす はる
垣内 康晴 (昭和38年7月9日生)

所有する当社の株式数… 5,000株
在任年数…………… 3年
取締役会出席状況…………… 16/16回

略歴、当社における地位及び担当

昭和61年	株式会社アルバイトタイムス入社	令和3年	株式会社アルメイツ取締役(現任)
平成16年	同社 取締役管理本部長	令和3年	株式会社ピーエイケア取締役(現任)
平成18年	同社 取締役管理本部・人事本部管掌	令和3年	株式会社PAエンタープライズ取締役(現任)
平成19年	同社 代表取締役社長	令和3年	当社 代表取締役社長兼COO
令和2年	当社 顧問	令和5年	当社 取締役副社長
令和3年	当社 取締役	令和5年	当社 取締役(現任)

重要な兼職の状況

(株)ピーエイケア取締役、(株)アルメイツ取締役、(株)PAエンタープライズ取締役

【選任理由】

垣内康晴氏は、令和3年10月より代表取締役として、当社グループの経営の指揮を執り、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、当社の持続的な企業価値の向上を図る役割を務めてまいりました。今後においても更なる貢献が期待できるため、当社の取締役候補者といたしました。

候補者
番号

3



再任

かつら がわ
桂川

こづえ
梢 (昭和52年5月10日生)

所有する当社の株式数… 一株
在任年数…………… 1年
取締役会出席状況…………… 13/13回

略歴、当社における地位及び担当

平成12年 株式会社日立産業制御ソリューションズ入社 令和5年 株式会社インゲート取締役（現任）
平成18年 株式会社インゲート設立、代表取締役社長 令和5年 当社 取締役（現任）
令和2年 同社 代表取締役副社長
令和4年 当社 顧問

重要な兼職の状況

(株)インゲート 取締役

【選任理由】

桂川梢氏は、経営者としての幅広い見識と豊富な経験と実績、及びITに関する専門的知識・豊富な経験等を有していることから、持続的な成長と企業価値向上に貢献いただくため、当社の取締役候補者といたしました。

候補者
番号

4



再任

社外

ふか や
深谷

つる き
弦希 (昭和43年5月1日生)

所有する当社の株式数… 一株
在任年数…………… 6年
取締役会出席状況…………… 16/16回

略歴、当社における地位及び担当

平成2年 日本ジョイントベンチャー株式会社入社 平成16年 邦博（北京）医薬技術開発有限公司 董事長・総経理（現任）
平成6年 株式会社サンシャット海外事業部東京支社長
平成15年 有限会社ライフケアエイト代表取締役社長（現任） 平成21年 当社（社外）取締役
緑洲大地（北京）投資咨询有限公司 董事長（現任） 平成25年 SHOEI CHINA Co., Limited 董事長（現任）
平成30年 当社（社外）取締役（現任）

重要な兼職の状況

SHOEI CHINA Co., Limited 董事長

【選任理由及び期待される役割の概要】

深谷弦希氏は、経営者として豊かな経験と幅広い見識を有しておられ、その幅広い見地から当社経営に対する監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

また、取締役会の諮問機関である報酬委員会の委員として、開催された委員会2回に出席しており、客観的・中立的な立場から助言や提言を期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者
番号

5

たんば ふみのり
丹波 史紀

(昭和48年12月11日生)

所有する当社の株式数… 一株
在任年数…………… 一年
取締役会出席状況…………… 一回



新任

社外

略歴、当社における地位及び担当

平成13年 名古屋文化学園医療福祉専門学校 専任講師
平成14年 姫路日ノ本短期大学専任講師
平成16年 福島大学行政社会学部助教授
平成19年 同大学行政政策学類准教授
平成29年 立命館大学産業社会学部准教授
令和2年 同上 教授(現任)

重要な兼職の状況

立命館大学産業社会学部教授

【選任理由及び期待される役割の概要】

丹波史紀氏は、産業社会等に関する専門的な見識と大学における豊富な経験を有しており、これらに基づき、当社経営に対する監督・助言等いただくことを期待し新任の社外取締役候補者としたものであります。

また、同氏が選任された場合は、報酬委員として当社の役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 加藤博敏氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 深谷弦希氏、丹波史紀氏は、社外取締役の候補者であります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社は、深谷弦希氏との間で、会社法第427条第1項規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、金300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、丹波史紀氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、深谷弦希氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、丹波史紀氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2. 会社の現況(3) ④役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。本議案候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠監査役候補者朝妻義孝氏は、監査役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任監査役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力は、次期定時株主総会開始の時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

あさつま よしたか
朝妻 義孝 (昭和37年10月21日生)

所有する当社の株式数… 一株



略歴、当社における地位

昭和56年	新潟スポーツ株式会社入社	平成28年	株式会社NSIプロパティ代表取締役社長（現任）
平成元年	株式会社日刊通信入社		
平成6年	株式会社エヌエスアイ入社	平成30年	一般社団法人まちづくりスポーツ支援協会理事（現任）
平成17年	同社取締役		
平成19年	同社代表取締役社長（現任）	令和2年	株式会社マックブランド取締役（現任）
平成27年	株式会社NSIサービス代表取締役社長（現任）		

重要な兼職の状況

株式会社エヌエスアイ 代表取締役社長、株式会社NSIサービス 代表取締役社長、株式会社NSIプロパティ 代表取締役社長、株式会社マックブランド 取締役

補欠の社外監査役候補者とした理由

朝妻義孝氏は、企業経営における豊富な経験・実績・見識を有しており、同氏が監査役に就任した場合、これらの経歴に基づく見識を活かすことで、企業の健全性を確保するための監査を適切に行うことができると判断し、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 朝妻義孝氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 朝妻義孝氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。
4. 当社は、朝妻義孝氏が監査役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2. 会社の現況（3） ④役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。朝妻義孝氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

事業報告 (自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、ロシア・ウクライナ問題、中東の激化、中台関係の緊張が長期化し、地政学的リスクが高まっています。また、物価上昇、金融引き締め、地域的緊張が経済に影響を及ぼしております。しかしながら、景気はインバウンド需要の増加やサービス業の回復に支えられつつありますが、物価上昇の長期化や世界的な金融政策、中国経済の不透明感など、依然として先行き不透明な状況にあります。

このような経営環境の中、当社グループにおいては「地域に人を集め 地域に賑わいを創り 地域の人を元気にする」というミッションを定め、これまでの経験で培ったノウハウ、地域の方々との強固なネットワークを活かし様々な地域活性化事業を拡大推進しております。

また、当社グループ事業は地域の人を元気にする人材活性化事業とし、人が元気に生きるために必須な大切な人と人との豊かな繋がり、暖かさ、溢れる前向きなエネルギーが生まれる機会を地域固有の歴史、文化を大事にし、都市と地方、地域と地域を結びつけながら創造をいたします。

なお、期末に株主還元の一環として、販売費及び一般管理費に株主優待引当金繰入額21百万円を計上いたしました。株主様の日頃のご支援に感謝するとともに、当社株式への投資魅力を高めることを目的として、株主優待制度を導入したことによるものです。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループの連結業績は、売上高1,786百万円（前連結会計年度比7.2%増）、販売費及び一般管理費として株主優待引当金繰入額21百万円を計上し営業利益59百万円（前連結会計年度比43.7%増）、営業外収益として助成金収入1百万円及び有価証券売却益7百万円、営業外費用として支払利息4百万円計上により経常利益68百万円（前連結会計年度比12.5%減）、特別利益として訴訟関連収入1百万円、特別損失として訴訟関連損失6百万円計上により親会社株主に帰属する当期純利益44百万円（前連結会計年度比8.7%減）となりました。

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

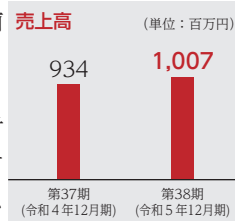
情報サービス事業

売上高
1,007百万円
(前連結会計年度比7.7%増)

情報サービス事業の当連結会計年度の売上高は1,007百万円（前連結会計年度比7.7%増）となりました。

当社の情報サービス事業では、自社採用メディア『ジョブポストweb』を提供し、多様な人材とのマッチングを実現し、幅広い人材ニーズに応えることを目指しています。採用需要が緩やかに回復する中、特に正社員領域を中心に、企業の採用意欲が高まるチャンスをつかみました。また、女性向け求人媒体にも注力した結果、売上が増加いたしました。

当社の強みを活かし、既存顧客の深耕と新規開拓にも力を注ぎ、結果として顧客基盤の拡大と会計期間や先行契約における売上の増加を実現いたしました。さらに、web版大手求人メディアとの連携により商品力を強化し、自社人材の採用強化による営業販売力の増強を図り、より多くの顧客へのサービス提供を目指しております。



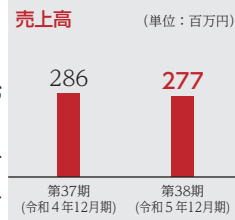
人材派遣事業

売上高
277百万円
(前連結会計年度比3.4%減)

人材派遣事業の当連結会計年度の売上高は277百万円（前連結会計年度比3.4%減）となりました。

人材派遣事業は主として、新潟県と長野県を中心に展開しており、地域に特化したサービスを提供しております。

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う顧客の販促マインドの回復を背景に、採用需要の回復の動きが徐々に見られるようになってまいりました。しかし、営業人員の体制の整備が十分でなく売上が減少いたしました。このような背景を受け、当社は地域のニーズに迅速に対応できるよう、営業及び派遣人員の確保と育成に注力をいたしました。また、持続的な収益向上を目指すために、求人企業及び転職希望者との面談強化、迅速かつ丁寧な対応等に継続して取り組みました。



保育事業

売上高

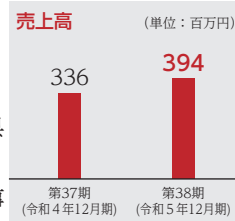
394百万円

(前連結会計年度比17.2%増)

保育事業の当連結会計年度の売上高は394百万円（前連結会計年度比17.2%増）となりました。

令和5年12月現在、小規模認可保育園を7施設、放課後等デイサービス施設を1施設運営しております。令和4年12月に栃木県宇都宮市で開所した認可小規模保育事業所「ココカラ雀宮」と、令和5年4月に福島県郡山市で開所した放課後等デイサービス事業所「ココカラLIFE 水門教室」が売上に寄与いたしました。また、令和6年1月に福島県郡山市に放課後等デイサービス事業所「ココカラLIFE セツ池教室」を開所いたします。

保育事業では、「安心・安全」な管理体制の強化と人材育成を通じて質の高い子育て支援サービスを提供し、「選ばれる保育園」を目指します。また、地域の社会環境や保護者のニーズに応じた多様な子育て支援サービスを開発・展開してまいります。新しくスタートした放課後等デイサービス事業では、子供たちが自立した日常生活を送るための個別のプログラムを提供いたします。集団の中での共生能力を育てることを重視し、後方支援を実施するとともに、新しい施設の拡大・展開を推進してまいります。



地域創生事業

売上高

86百万円

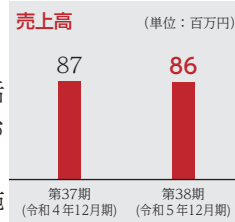
(前連結会計年度比0.8%減)

地域創生事業の当連結会計年度の売上高は86百万円（前連結会計年度比0.8%減）となりました。

地域創生事業は、政府のデジタル田園都市構想を背景に地域活性化のための課題解決を事業化することで事業成長を目指しております。

一つは地域の賑わい創出事業として、地域交流のhubとなる施設を多数展開しております。

令和2年11月にオープンした東急目黒線西小山駅前の「Craft Village NISHIKOYAMA」は、独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）との「西小山駅前地区地域まちづくり支援事業に係るパートナー協定書」に基づき展開しており、地域の賑わい交流拠点、また全国自治体向けの首都圏での交流情報発信拠点として、



機能化と付加価値向上に努めております。

新潟では、新潟市の中心、万代島地区での「万代テラスにぎわい創出事業」を新潟県から令和3年6月に受託し、『万代テラスハジマリヒロバ』の運営を手がけております。大河信濃川と国の重要文化財である萬代橋に隣接した素晴らしいロケーションを背景とする交流拠点を目指しており、多様な事業者や団体、個人の参加、さまざまな交流会やコミュニティ活動への利用が促進され、利用者から高く評価されております。

京都市では、京都駅周辺の崇仁地区や東九条地区で地域活性化のための施設運営を展開し、平成31年2月には京都市崇仁地区の京都市所有の土地の暫定活用を受託し「るてん商店街」を運営しており、令和5年6月にはそこに京都伝統工芸体験場をオープンすることで、地域の歴史や文化を尊重し発展させながら活性化を進めております。

次に、地域の関係人口拡大や移住定住促進事業として、大学生を主体とした地域課題解決を目的とした学生インターンシップを実施しております。これらの学生インターンシップでは、若者たちが地域自治体を訪れ、地域の現状や課題を現場で体感することで、その課題を解決するための具体的なプロジェクト提案を町に持ちかけ、関係者との間で積極的な意見交換を行い、実現可能なものはそのまま事業化してまいります。

また、地域の関係人口の拡大や移住定住の促進を目的とした事業も推進しております。原発事故の影響を受けた福島県の被災地楢葉町や日本海側の政令指定都市である新潟市では自治体と連携した様々な取り組みを行い、自治体規模それぞれに適応した地域活性化プロジェクトを完成させました。これらのサービスやプログラムは、関係官庁や多くの地方自治体から高く評価されております。

私たちは、地域の活性化や課題解決に真摯に取り組む姿勢を持ち続け、それを支える人材の採用や育成にも力を入れております。新しい時代に合わせた取り組みやアイデアを通じて、日本の地域社会の更なる発展に貢献していく所存です。

その他事業

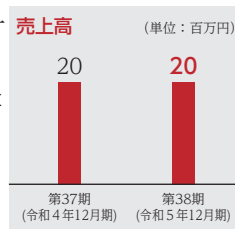
売上高

20百万円

(前連結会計年度比0.6%増)

その他事業の当連結会計年度の売上高は20百万円（前連結会計年度比0.6%増）となりました。

その他の事業として、主に新興市場であるベトナムに特化した事業を展開しております。



② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、6百万円であります。
これは主に保育事業及び地域創生事業における施設費用であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

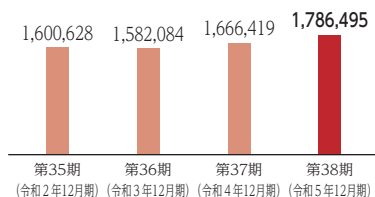
該当事項はありません。

⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

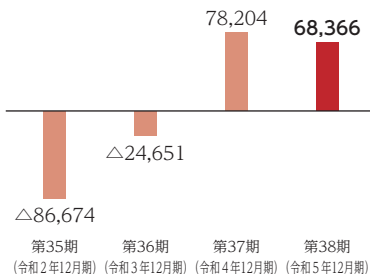
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

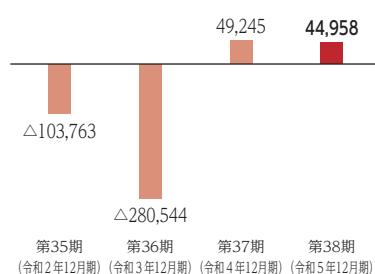
売上高 (単位：千円)



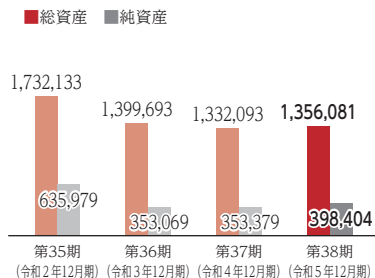
経常利益又は経常損失 (△) (単位：千円)



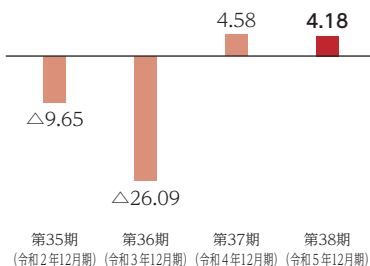
親会社株主に帰属する当期純損益 (単位：千円)



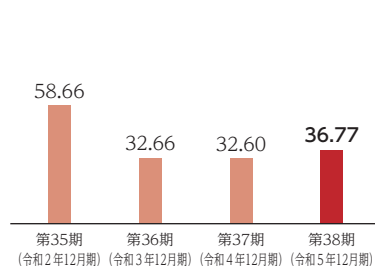
総資産/純資産 (単位：千円)



1株当たり当期純損益 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



		第35期 (令和2年12月期)	第36期 (令和3年12月期)	第37期 (令和4年12月期)	第38期 (当連結会計年度) (令和5年12月期)
売上高	(千円)	1,600,628	1,582,084	1,666,419	1,786,495
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△86,674	△24,651	78,204	68,366
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失(△)	(千円)	△103,763	△280,544	49,245	44,958
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	△9.65	△26.09	4.58	4.18
総資産	(千円)	1,732,133	1,399,693	1,332,093	1,356,081
純資産	(千円)	635,979	353,069	353,379	398,404
1株当たり純資産額	(円)	58.66	32.66	32.60	36.77

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社アルメイツ	20,000 千円	100	人材派遣及び人材紹介
PA VIETNAM CONSULTING COMPANY LIMITED	5,940,170 千ドン	100	管理コンサルティング
PA VIETNAM ADVERTISEMENT COMPANY LIMITED	400,000 千ドン	0	広告代理店
株式会社ピーエイケア	44,000 千円	100	保育関連事業
株式会社PAエンタープライズ	10,000 千円	51	越境ECの支援事業

(4) 対処すべき課題

当社グループは「地域に人を集め 地域に賑わいを創り 地域の人を元気にする」というミッションステートメントを掲げ、地域創生の為の様々な事業を展開しております。

情報サービス事業や人材派遣事業を通じて、求職者と企業のマッチングを促し地域雇用を創出に努めてまいりました。また、保育事業では、子育て世代の支援と安全な保育環境の整備を進め、地域の雇用機会を増やし、子育てしやすい地域環境づくりを展開してきました。

更に、地域創生事業の一環として、地域内外の人々を繋ぎ、新しいコミュニティの形成を促す事業や施設作りなど、地域課題を解決するための事業に取り組んでおります。

「地方創生」という取り組みは、「まち・ひと・しごと創生」や「デジタル田園都市国家構想」などの国策によって推進されています。これらの政策の目的は、東京への一極集中を軽減し、地方へ新しい人の流れを生み出すこと、さらには魅力的な地域づくりを通じて各地で自立し持続可能な社会を築くことです。これらの取り組みにより、地方創生に向けた活動は活発化していますが、依然として解決策はまだ見いだせていない状況です。

この状況下で、当社グループの持続的な成長を実現するためには、各事業の基盤を強化し、その事業知識を活かして新たなグループシナジーを生み出すことが重要です。これにより、地域創生を目指す事業として、地域活性化のための新しいソリューションサービスを創出することが課題となります。

この状況の中で、情報サービス事業を中心とした人材サービスでは、商品力と営業提案力の強化を図ります。これにより、多様な人材マッチングを可能にし、幅広いニーズに応えることを目指しています。その結果、「お客様の採用代行」としての地位を確立することを目標としております。

保育事業は、従来の保育施設新設に加え、障がいを持つ子供たちが地域社会に参加できるよう支援する放課後デイサービスの展開を新たに取り組んでおります。待機児童問題の改善が見られる中で、増加する障がい児の需要に応え、多くの障がいを持つ子供たちが地域社会に参加できるような支援事業の拡大に取り組んでおります。

地域創生事業は、地方と首都圏を結ぶ関係人口拡大や各地に失われつつある地域コミュニティを再生する為の地域交流hubとなる施設の運営をはじめ地域課題の解決に向けた新たなサービスの開発に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (令和5年12月31日現在)

私たちピーエイグループは全国の個性のある地域の活性化こそ真の日本の活性化であるという考え方のもと「地域に人を集め 地域に賑わいを創り 地域の人を元気にする」様々な地域活性化事業を展開しております。

地域の会社に良き人材が集まるように、様々なメディアを使った求人メディア事業や人材派遣、人材紹介等などの人材関連事業、女性の社会進出の支援の為に保育事業、日本企業に対するベトナム越境ECの支援事業、さらに地域の遊休資産を再生して地域活性化のプラットフォームに再生する事業は「クラフト」「サステナブル」「コミュニティ」をキーワードに展開しております。

これらの事業により、それぞれの地域により豊かなライフスタイルを提案して新たな感動を創造し続ける企業でありたいと考えております。同時に我々は人と地域との繋がりを大切だと考えている企業でもあります。私達ピーエイは地域の社会課題を自社の課題として取り組むべき社会的使命があると感じています。地域の繋がりは人と人との助け合いに繋がり、より良い社会を創ります。我々の活動がその一助となっていく事を願っております。

私たちピーエイグループは「お客様の課題を解決する商品とサービスを提供することで『お客様の笑顔と感動』を実現する」と掲げ、また同時にChangeチェンジ、Challengeチャレンジ、Createクリエイトの3Cを『ピーエイの魂』として規定し、創業の心をチームスピリットとして、チームワークを重視した経営を志向しております。

(6) 主要な営業所 (令和5年12月31日現在)

当社	<p>本社：東京都目黒区 本店：福島県双葉郡楢葉町、地域創生東京出張所：東京都足立区 新潟営業所：新潟県新潟市、長岡営業所：新潟県長岡市 長野営業所：長野県長野市、松本営業所：長野県松本市 郡山営業所：福島県郡山市、いわき営業所：福島県いわき市 仙台営業所：宮城県仙台市、盛岡営業所：岩手県盛岡市 千葉営業所：千葉県成田市、茨城営業所：茨城県神栖市 キョーモ：京都府京都市、岩本町店舗：京都府京都市 西小山：東京都目黒区、万代テラス：新潟県新潟市</p>
株式会社アルメイツ	<p>本社：新潟県新潟市 長野営業所：長野県長野市</p>
PA VIETNAM CONSULTING COMPANY LIMITED	<p>本社：Room 902, 9F, VET Building, 98 Hoang Quoc Viet, Cau Giay, Ha Noi</p>
PA VIETNAM ADVERTISEMENT COMPANY LIMITED	<p>本社：Room 902, 9F, VET Building, 98 Hoang Quoc Viet, Cau Giay, Ha Noi</p>
株式会社ピーエイクア	<p>本社：福島県郡山市 ココカラ開成：福島県郡山市、ココカラ五橋：宮城県仙台市 ココカラ荒巻：宮城県仙台市、ココカラ上桑島：栃木県宇都宮市 ココカラ虎丸：福島県郡山市、ココカラ安積：福島県郡山市 ココカラ雀宮：栃木県宇都宮市、ココカラLIFE水門教室：福島県郡山市 ココカラLIFE七ツ池教室：福島県郡山市</p>
株式会社PAエンタープライズ	<p>本社：東京都中央区</p>

(7) 使用人の状況 (令和5年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
情報サービス事業	50 (10) 名	－ (5) 名
人材派遣事業	8 (2)	－ (－)
保育事業	64 (41)	10 (5)
地域創生事業	5 (18)	2 (－)
その他	4 (－)	－ (▲2)
全社 (共通)	8 (1)	▲3 (－)
合 計	139 (72)	9 (8)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員、アルバイト) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
63 (29) 名	▲1 (5) 名	35.9歳	5.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員、アルバイト) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (令和5年12月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	476
株式会社りそな銀行	150
株式会社東邦銀行	24

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (令和5年12月31日現在)

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 40,147,200株 |
| ② 発行済株式の総数 | 11,229,800株 |
| ③ 株主数 | 8,211名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
有限会社PLEASANT	2,916	27.1
加藤博敏	2,525	23.5
加藤郁子	914	8.5
金子美由紀	642	6.0
加藤一裕	642	6.0
加藤美恵子	55	0.5
JPモルガン証券株式会社	30	0.3
メリルリンチインターナショナルエクイティデリバティブス	24	0.2
花房太郎	20	0.2
スターク貴子	20	0.2

(注) 1. 当社は、自己株式を476千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (令和5年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	加藤 博敏	(株)ピーエイクエア取締役、(株)アルメイツ取締役、(株)PAエンタープライズ取締役
取締役	垣内 康晴	(株)ピーエイクエア取締役、(株)アルメイツ取締役、(株)PAエンタープライズ取締役
取締役	高橋 直樹	ATOZコンサルティング合同会社 業務執行社員、株式会社エル・ティ ー・エス取締役 (監査等委員)、株式会社イオトイジャパン 監査役
取締役	桂川 梢	株式会社インゲート取締役
取締役	深谷 弦希	SHOEI CHINA Co., Limited 董事長
取締役	小松 真実	ミュージックセキュリティーズ株式会社代表取締役
常勤監査役	忠地 奈美	(株)ピーエイクエア監査役、(株)アルメイツ監査役、(株)PAエンタープライズ監査役
監査役	植木 昌成	(株)パティオ代表取締役、(株)もみ取締役
監査役	松田 聡	松田税理士事務所 所長

- (注) 1. 取締役の深谷弦希氏及び小松真実氏は社外取締役であります。
2. 監査役の植木昌成氏及び松田聡氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役深谷弦希氏、取締役小松真実氏、監査役植木昌成氏、監査役松田聡氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
4. 監査役の松田聡氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 令和5年3月28日開催の第37回定時株主総会終結の時をもって、倉嶋喬氏は監査役を辞任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役深谷弦希氏、小松真実氏及び各社外監査役植木昌成氏、松田聡氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金300万円又は会社法第425条第1項が規定する額のいずれか高い額としております。

③ 補償契約の内容の概要等

当社は、補償契約を締結していません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。当該保険系契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担していません。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為に起因する損害賠償金等については、填補の対象としないこととしております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	基本報酬額 (百万円)
取締役	7	63
監査役	4	4
合計	11	68
(うち社外取締役)	(3)	(0)
(うち社外監査役)	(2)	(0)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成12年3月15日開催の第14回定時株主総会において年額1,000百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は2名）であります。
3. 監査役の報酬限度額は、平成12年3月15日開催の第14回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は2名）であります。

⑥ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

ア 基本方針

当社取締役の個人別報酬等の額又はその算定方法は、客観性と合理性を確保するために過半数の独立社外取締役で構成する報酬委員会で諮問を行い、その答申を受けて、令和3年3月29日開催の取締役会において、取締役報酬等の内容に係る基本方針を決議しております。

- ・各取締役の役割及び責任に応じた報酬体系とし、透明性と公平性を確保する。
- ・報酬体系及び水準は、経済情勢や当社業績、他社水準等を踏まえて見直しを行うこととする。

イ 報酬の構成

- ・取締役の報酬は、役位に応じ、固定金額の基本報酬のみとする。
- ・社外取締役の報酬及び監査役の報酬は、固定金額の基本報酬のみとする。

ウ 基本報酬

当該事業年度に係る役員報酬は、当社取締役の基本報酬額の算定について、株主総会で決議された報酬額の範囲内において、役位毎に職責に応じた年俸を定め、当社の業績や経営内容、取締役本人の成果・責任の実態などを総合的に考慮して取締役会の決議により決定しております。また、各監査役については、監査役会での協議の上、決定しております。

エ その他

退任時の慰労金は支給致しません。

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

取締役深谷弦希氏及び取締役小松真実氏の各兼職先と当社の間には、特別の関係はありません。

監査役植木昌成氏及び監査役松田聡氏の各兼職先と当社の間には、特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 深谷弦希	<p>当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回全てに出席いたしました。長年会社経営に携わった経験を活かして、議案審議等に必要な発言や監督を行うなど、意思決定の妥当性と適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、過半数以上が社外役員で構成される報酬委員会の委員として、報酬委員会には2回のうち2回全てに出席しており、当社の役員報酬等の決定過程における客観性・透明性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
取締役 小松真実	<p>就任後、当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。長年会社経営に携わった経験を活かして、議案審議等に必要な発言や監督を行うなど、意思決定の妥当性と適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、過半数以上が社外役員で構成される報酬委員会の委員として、報酬委員会には2回のうち2回全てに出席しており、当社の役員報酬等の決定過程における客観性・透明性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
監査役 植木昌成	<p>当事業年度に開催された取締役会16回のうち10回出席するとともに、監査役会7回のうち6回に出席いたしました。長年会社経営に携わった経験を活かして、議案審議等に必要な発言や監督を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
監査役 松田 聡	<p>当事業年度に開催された取締役会16回のうち10回出席するとともに、監査役会7回のうち5回に出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言や監督を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>

(4) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人東海会計社

② 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る報酬等の額 公認会計士法（昭和23年法律第103号） 第2条第1項の業務に係る報酬等の額	18
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについては必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定することといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容の概要は、次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、経営管理部が中心となって、業務プロセスや規程の整備、評価・監視体制の強化により、取締役の職務執行の適正を確保します。また、違法行為に対するけん制機能として内部通報制度を制定し、不祥事の未然防止を図るとともに、反社会的勢力排除に向けた体制整備を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社では、情報管理規程や文書管理規程を整備し、重要文書の特定や保管形態の明確化により、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存・管理する体制を構築します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社を取り巻く様々なリスクを把握・管理するため、リスク管理規程等を制定し、経営管理部が中心となって、リスク管理に必要な体制の整備・強化を行います。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、各部門の担当職務内容及び職務権限を明確にするため、職務分掌及び職務権限に関する規程を整備し、取締役の業務執行の効率性を確保するよう努めます。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、企業理念・行動規範・役員活動指針においてコンプライアンスの重要性を掲げるとともに、その内容について情報システムを通じて全職員に徹底します。また、経営管理部が中心となって、体制強化に努めます。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ各社の適正かつ調和の取れた業務運営の確保のため、適切な議決権行使等の手段を通じてグループ全体の業務運営を管理するとともに、グループ各社の内部統制システムの整備を進めます。また、情報の保存管理、リスク管理、コンプライアンス等、グループ全社で統一的な対応を実施し、グループ一体経営の確立を図り、監査役会による監査体制を構築します。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会が、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを要請した場合は、内部統制室構成員等補助業務に十分な専門性を有する者を配置することとします。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会は、配置すべき職務補助者の選任等に関して意見を述べるものとします。また、配置された補助者は、その補助業務に関しては取締役からの指揮は受けないものとします。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人が監査役会に報告すべき事項を定める規程を制定し、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項については直ちに監査役会に報告することとします。また、監査役会が使用人等から直接報告を受けられるように内部通報制度を導入しております。

⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けない旨の社内規程を定めております。

⑪ 監査役の仕事の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査費用を支弁するための予算を確保します。また、監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の処理については、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

⑫ その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、職務執行に必要があると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼する、などを行うことができるものとします。

⑬ 内部統制システムの運用状況の概要に関する事項

当社は、取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備し運用しております。当事業年度の開始時には、社員向けに経営方針、経営課題、対応方針等を説明し、全社員の意識の統一化を図っております。期中においては、当社の持続的成長への妨げと成りえる事業を対象にリスク管理を実施し、グループ全社による対応方針と実施状況を取締役に報告しております。また、「企業倫理要領」及びコンプライアンス体制に係る規定を制定し、コンプライアンス監査、コンプライアンス研修等の運用をしております。

事業年度末においては、内部監査室による内部統制の整備・運用状況の評価結果による重大な是正事項は存在しないことを確認しております。

(6) 親会社等との間の取引に関する事項

当社代表取締役会長兼社長である加藤博敏氏は、当社の親会社等に該当しております。当社は、加藤博敏氏に貸付をしております。

① 取引に当たって当社の利益を害さないよう留意した事項

当社は親会社等の加藤博敏氏と取引を行う場合には、一般的な取引条件を参考に、適正な条件で行うことを基本方針とし、取引内容および取引の妥当性について、少数株主の利益に相反しないかどうか慎重に検討して実施しております。

② 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断および理由

当該取引が当社の利益を害さないかどうかについては、取締役会が判断し、その意思決定におけるプロセス等につきましても、社外役員の経営監視・監督のもと、取引の公平性を確保することで、少数株主に不利益を与えないものと判断いたしました。

③ 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の該当意見

該当事項はありません。

上記の内容は、当事業年度末現在で記載をしております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では株主の皆様への適正かつ安定的な利益配分を、経営上の最重要課題の一つと認識し、各期の業績と必要な投資、内部留保等を勘案のうえ、配当を通じた株主の皆様への利益配分を実施することを基本方針としております。

当期の配当につきましては、上記の基本方針に基づいて検討し、また利益剰余金の部に累積赤字が残っていることも考慮した結果、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、剰余金の配当は見送らせていただくことといたしました。

なお、当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、中間配当及び期末配当について取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨、定款に定めております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (令和5年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	当期	(ご参考) 前期
資産の部		
流動資産	1,114,958	1,078,805
現金及び預金	878,861	822,277
受取手形、売掛金及び契約資産	165,837	154,171
棚卸資産	3,957	2,161
その他	68,850	104,286
貸倒引当金	△2,548	△4,091
固定資産	241,122	253,287
有形固定資産	162,030	178,618
建物及び構築物	118,947	132,852
土地	36,038	36,038
建設仮勘定	—	1,080
その他	7,044	8,647
無形固定資産	448	212
その他	448	212
投資その他の資産	78,643	74,456
長期貸付金	2,360	2,240
退職給付に係る資産	29,484	28,123
その他	49,627	46,332
貸倒引当金	△2,828	△2,240
資産の部合計	1,356,081	1,332,093

科目	当期	(ご参考) 前期
負債の部		
流動負債	715,820	678,269
支払手形及び買掛金	30,015	36,387
短期借入金	450,000	450,000
1年内返済予定の長期借入金	55,008	55,008
未払金	63,969	60,698
未払法人税等	20,151	5,859
賞与引当金	9,107	7,730
株主優待引当金	21,905	—
資産除去債務	4,050	—
その他	61,613	62,585
固定負債	241,856	300,443
長期借入金	145,480	200,488
退職給付に係る負債	13,346	10,175
繰延税金負債	31,154	34,697
資産除去債務	40,186	44,223
預り保証金	11,689	10,860
負債の部合計	957,677	978,713
純資産の部		
株主資本	397,172	352,213
資本金	514,068	514,068
資本剰余金	399,886	399,886
利益剰余金	△445,445	△490,404
自己株式	△71,335	△71,335
その他の包括利益累計額	△1,800	△1,682
その他有価証券評価差額金	30	—
為替換算調整勘定	△1,831	△1,682
非支配株主持分	3,032	2,848
純資産の部合計	398,404	353,379
負債純資産の部合計	1,356,081	1,332,093

連結損益計算書 (令和5年1月1日から令和5年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	当期		(ご参考) 前期	
売上高		1,786,495		1,666,419
売上原価		1,002,610		922,179
売上総利益		783,884		744,239
販売費及び一般管理費		724,294		702,775
営業利益		59,589		41,464
営業外収益				
受取利息	355		256	
受取配当金	34		—	
投資有価証券売却益	7,518		4,353	
助成金収入	1,961		32,023	
その他	4,260	14,130	5,738	42,371
営業外費用				
支払利息	4,368		4,553	
為替差損	844		—	
その他	140	5,354	1,077	5,631
経常利益		68,366		78,204
特別利益				
関係会社清算益	—		8,305	
訴訟関連収入	1,451	1,451	—	8,305
特別損失				
固定資産除却損	769		—	
減損損失	—		13,224	
訴訟関連損失	6,417	7,186	—	13,224
税金等調整前当期純利益		62,630		73,285
法人税、住民税及び事業税	21,088		16,842	
法人税等調整額	△3,601	17,487	6,884	23,726
当期純利益		45,142		49,558
非支配株主に帰属する当期純利益		184		313
親会社株主に帰属する当期純利益		44,958		49,245

連結株主資本等変動計算書 (令和5年1月1日から令和5年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	514,068	399,886	△490,404	△71,335	352,213
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			44,958		44,958
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	—	44,958	—	44,958
当連結会計年度末残高	514,068	399,886	△445,445	△71,335	397,172

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	—	△1,682	△1,682	2,848	353,379
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益					44,958
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	30	△148	△118	184	65
当連結会計年度変動額合計	30	△148	△118	184	45,024
当連結会計年度末残高	30	△1,831	△1,800	3,032	398,404

計算書類

貸借対照表 (令和5年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	当期	(ご参考) 前期
資産の部		
流動資産	803,390	772,169
現金及び預金	610,914	571,421
受取手形、売掛金及び契約資産	128,780	126,795
棚卸資産	315	810
前渡金	1,130	4,991
前払費用	13,761	11,812
その他	76,310	71,539
貸倒引当金	△27,822	△15,202
固定資産	196,752	197,578
有形固定資産	70,574	75,114
建物	25,338	26,704
構築物	6,018	6,368
工具、器具及び備品	3,179	4,923
土地	36,038	36,038
建設仮勘定	—	1,080
投資その他の資産	126,177	122,464
関係会社株式	59,100	59,100
出資金	16	2,016
前払年金費用	29,484	28,123
長期前払費用	202	388
その他	37,842	21,836
貸倒引当金	△468	—
資産の部合計	1,000,142	969,748

科目	当期	(ご参考) 前期
負債の部		
流動負債	623,575	580,223
買掛金	28,999	35,566
短期借入金	450,000	450,000
1年内返済予定の長期借入金	48,000	48,000
未払金	18,458	18,483
未払費用	6,489	6,677
未払法人税等	18,255	5,502
未払消費税等	19,576	8,029
前受金	160	262
預り金	6,762	7,661
株主優待引当金	21,905	—
資産除去債務	4,050	—
その他	918	39
固定負債	170,750	221,598
長期借入金	128,000	176,000
繰延税金負債	13,346	12,974
資産除去債務	17,714	21,764
預り保証金	11,689	10,860
負債の部合計	794,326	801,822
純資産の部		
株主資本	205,784	167,925
資本金	514,068	514,068
資本剰余金	399,984	399,984
資本準備金	140,820	140,820
その他資本剰余金	259,164	259,164
利益剰余金	△636,931	△674,790
その他利益剰余金	△636,931	△674,790
固定資産圧縮積立金	16	225
繰越利益剰余金	△636,948	△675,016
自己株式	△71,335	△71,335
評価・換算差額等	30	—
その他有価証券評価差額金	30	—
純資産の部合計	205,815	167,925
負債純資産の部合計	1,000,142	969,748

損益計算書 (令和5年1月1日から令和5年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	当期		(ご参考) 前期	
売上高		1,093,953		1,022,333
売上原価		432,727		418,577
売上総利益		661,226		603,755
販売費及び一般管理費		610,432		590,823
営業利益		50,793		12,931
営業外収益				
受取利息	405		291	
受取配当金	34		—	
受取手数料	9,840		10,787	
投資有価証券売却益	7,518		4,353	
助成金収入	1,961		6,679	
その他	3,451	23,211	3,168	25,280
営業外費用				
支払利息	3,954		3,969	
社債利息	—		30	
社債発行費償却	—		259	
貸倒引当金繰入額	14,173		1,957	
その他	103	18,231	752	6,968
経常利益		55,773		31,244
特別利益				
訴訟関連収入	1,451	1,451	—	—
特別損失				
固定資産除去損	769		—	
減損損失	—		13,224	
訴訟関連損失	6,417	7,186	—	13,224
税引前当期純利益		50,037		18,019
法人税、住民税及び事業税	11,865		3,303	
法人税等調整額	313	12,178	875	4,179
当期純利益		37,859		13,839

株主資本等変動計算書 (令和5年1月1日から令和5年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	514,068	140,820	259,164	399,984	225	△675,016	△674,790	△71,335	167,925
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩					△209	209	—		—
当期純利益						37,859	37,859		37,859
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	△209	38,068	37,859	—	37,859
当期末残高	514,068	140,820	259,164	399,984	16	△636,948	△636,931	△71,335	205,784

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	—	—	167,925
当期変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩			—
当期純利益			37,859
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	30	30	30
当期変動額合計	30	30	37,889
当期末残高	30	30	205,815

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和6年2月26日

株式会社ピーエイ
取締役会 御中

監査法人東海会計社
愛知県名古屋市
代表社員 公認会計士 大島幸一
業務執行社員
代表社員 公認会計士 小島浩司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ピーエイの令和5年1月1日から令和5年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピーエイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和6年2月26日

株式会社ピーエイ
取締役会 御中

監査法人東海会計社
愛知県名古屋市
代表社員 公認会計士 大島幸一
業務執行社員
代表社員 公認会計士 小島浩司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ピーエイの令和5年1月1日から令和5年12月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対し意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な法裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和6年2月28日

株式会社ピーエイ 監査役会

常勤監査役 **忠地奈美** ㊞

監査役
(社外監査役) **植木昌成** ㊞

監査役
(社外監査役) **松田 聡** ㊞

以 上

《ご参考》株主優待に関するお知らせ

株主の皆様の日頃のご支援に感謝するとともに、当社株式への投資の魅力を高め、より多くの皆様に当社株式を保有していただくことを目的として、株主優待制度を導入しております。

1. 対象の株主様

毎年12月末日時点（基準日）の株主名簿に記載または記録された株主様のうち、当社株式300株（3単元）以上を保有する株主様を対象とします。

2. 株主優待制度の内容

令和5年12月末日を基準日とする株主優待制度

保有株式数	保有期間	優待内容
300株以上	要件なし	QUOカード 3,000円分及び「Craft Village NISHIKOYAMA」内ドリンク券（注1） 3,000円分

令和6年12月末日を基準日とする株主優待制度

保有株式数	保有期間	優待内容
300株以上	1年未満	QUOカード 3,000円分及び「Craft Village NISHIKOYAMA」内ドリンク券（注1） 2,000円分
	1年以上	QUOカード 5,000円分及び「Craft Village NISHIKOYAMA」内ドリンク券（注1） 2,000円分

（注1）利用場所:「Craft Village NISHIKOYAMA」（東京都目黒区原町1-7-8）

（注2）保有期間1年以上とは、同一株主番号で12月末日基準の株主名簿に2回以上連続して各区分の保有株式数を記載または記録されていること。

3. ご注意

当社株主名簿に記載されている株主番号が変更されると、上記「1年以上」条件から外れますのでご注意ください。

また、複数の証券会社利用や、特定口座とNISA口座の利用等で、登録情報の相違により「保有株式数」が合算されない場合もあります。

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都目黒区原町一丁目7番8号
クラフトビレッジ西小山内ハジマリルーム
tel.03-6885-1010

交通

東急電鉄目黒線 西小山駅より徒歩1分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

※席数に限りがございますので、議決権の行使は書面による方法もご検討ください。会場へのご来場にも関わらず、入場できない可能性がございます。また、お土産のご用意はございませんので、予めご理解いただけますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。